

No.73  
2019  
12/24



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



申1号「第23回定期大会」発言に基づく申し入れ 12月23日 第1回交渉

## 企業犯罪である不当労働行為は断じて認められない



第1項 一部管理者等によるJR東労組に所属することで不利益を被るとした卑劣な悪宣伝による利益誘導、脱退強要は、正当な組合活動に対する組織介入の不当労働行為であることから直ちに辞めること。

### 団体交渉にて組合から明らかにした、営業職場で発生した管理者から組合員への不当労働行為！

「昔俺が青年部で組合活動をしていた頃とは変わった。今の組合に居れば組合はお前を守ってくれないし、見てくれてないし、何も良いことないと思うよ。何でお前は加入したんだ？理解できないなあ。」

「〇〇や〇〇（地本執行部）はなんであんなに意固地になってるんだ？お前にとって、組合は何のメリットもないと思うんだけどなあ・・・休みの大半を組合活動にもっていかれてさ。」



#### 【組合】

9月13日に申し入れを行っている。会社として危機感が無いのか？ 調査結果が無ければ議論が深められない。

言われた組合員は苦しんでいる。会社からの組合脱退強要だと感じている。会社として危機意識はないのか？ 昨年の申1号でも不当労働行為に言及している。200件以上の実態を掴んでいる。12月2日にも〇〇駅長が行った不当労働行為の実態を掴んでいる。

#### 組合員から怒りの声！

「一部の管理者に責任転嫁する気か！ 会社ぐるみだからいたるところでやっているんじゃないか！」  
「安心して仕事できない！ 安全上問題だ！」  
「不当労働行為であり犯罪だ！ 社会に訴えるべき！」

#### 【会社】

1年近く前の話して昨日今日の話しではない。会社として慎重に調査しているが提起されたものは深めることは出来ない。会社としては変わらないが議論そのものは深める意思である。早急に調査していく。

他の地方でも不当労働行為の議論がされていることは知っているし、会社として不当労働行為は容認しないことを現場に伝えてある。その様なことがあったら、管理者に相談してほしい。

八王子支社では今の所、不当労働行為を知得していない。現場からも上がってきていない。現場長研修や管理者新任研修で不当労働行為について教育している。調査が終了次第、お示ししたい。

## 犯罪行為を自覚すべき、このままでは会社は崩壊する！

職場では今でも多くの不当労働行為が行われています。私たちはあった事実をなかったことにはさせません。組合員を苦しめる人権無視の非人道的行為であり、憲法で保障された団結権を侵害するからです。本来ならば組合の申し入れの時点で現場実態に危機感を持ち対応していくことが経営陣の責任です。

しかし交渉では「具体的事象を事前に早く提起してくれば、交渉が深まった」などと回答し当事者意識は無いと言わざるをえません。早急な実態把握と団体交渉に向き合う姿勢、企業としての倫理感を指摘し、交渉を中断しました。



## 企業犯罪を許さず我々の手で健全な会社を取り戻そう！